

## 古法制雑記

金田, 平一郎  
九州大学法文学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1223>

---

出版情報 : 法政研究. 15 (3/4), pp.97-103, 1948-03-30. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

資料

古法制雜記

金田平一郎

四 中津藩の盜質法

今日中津市の小幡記念圖書館に奥平中津藩關係の古記録が多數保管されてゐるが、その中に「惣町大帳」と題する中津町政の記録が存する。本記録は記事年代享保より文久に及び、その冊數一〇七、各冊美濃版型概ね數百枚の大冊であつて、徳川時代の町方史料として貴重なものといはねばならない。

此「惣町大帳」の中に、徳川中期の中津藩の盜物質入に關する法制（それはすべて質屋に關するものである）で、嚴格には質の一般法ではなく質屋法である）を傳ふる記事が散見するので、以下にそれ等を通して、その概略を窺つて見ようと思ふ。

九州大學法文學部九州文化史研究所は、先年「惣町大帳」の拔萃を作成したが、以下の掲出資料は、此拔萃書

「惣町大帳法制資料抜書一」に依つて引用する。

享保三年六月晦日の記事に

一寶永六年丑ノ四月御町奉行本田元工門殿被仰付候ハ惣而町中へ武器馬具の質物取置候節ハ質主人へ髓ニ對談仕其上ニ而取可申候たとひ家來雇便ハ不及申質主之兄弟たりといふ共質主ニ對面ならてハ堅武器馬具之質取申間敷候自然盜候武器馬具之質物取置候而以後相知候節ハ三ツ一ツ宛之損ニ被仰付候一三ツ一ツのいたし様ハ或元銀三拾目質やゞ借り來候時ハ置主ゞ拾匁出し使之者ゞ拾匁出し質やゞ拾匁出し合三拾目ニ而右之質物受可申候其上御詮議被成質や使之者共ニ曲事可被仰付由被仰付候已上」盜質之義先格相極り居申候也御書付被成御組之衆中ゞ御公儀様へ御上ケ被成候次第」一惣而町中ニ取置申質物之儀尤盜質と存候而ハ取不申候取置候質物之内自然盜質ニ取當申候以後盜人ニ逢申先方髓ニ知レ其？無紛上ハ利合ハ質や之損ニ仕元銀ニ而受させ申事ニ御座候以上」  
寶永六年丑四月

と先ず見えるが、之に依つて少くとも寶永時代の中津藩盜質法が窺へるであらう。

右の記事の前半は、武器馬具なる特殊物品の質入に關する特則を示すものであり、後半盜質元金請戻が盜質の一般法であつたと考へていゝであらう。

次いで寶曆八年五月廿八日の記事は、右の盜質元金請戻法が、寛保四年二月、質入盜品が領内の物であるか、領外の物であるかに依つて、區別を附けることにし、前者に就いては元金請、後者に就いては元利支拂の上請戻すと云う制度に改められたことを傳へ、而して此新法が更に寶曆八年六月五日町年寄の意見を參酌して、改補されたこと

とを致へる。

尙ほ、上記の寛保四年二月の盜質法にもかゝらず、それは多數盜品の質取事件ではあつたが、盜質無償返還を命ぜる裁斷がなされたらしく（町年寄意見書に見える古博多町和泉や善作儀右工門盜品質取事件に關する記事に依つて推測し得られる）、町年寄はその一般原則となることを懼れて、次掲の如き意見書を提出、之に基づいて改補せられることとなつたことが知られるのである。

扱て、その意見書は相當の長文であるが、寶曆八年法の成立の趣旨が分明し、當時の世情の一端を窺はしむるに足るものと思はれるので次に全文掲出すると、

乍恐申上候口上之覺「一於町場質商賣仕候者自然盜質取置候處盜質ニ相究リ候而請かへし申候節請銀取遣之義御尋被遊候ニ付乍恐申上候」一盜質之義ハ前分ノ元銀請かへさせ申候處寛保四年子二月ニ被仰渡候ハ御領分中之盜質之義ハ元銀ニ而請させ他領之盜ニ質ハ元利相揃請させ候様ニ仰渡候然所他所之盜質利分取不申元銀請ニ被仰付候様ニ罷成候而ハ質商賣仕候者共此已後難儀之筋ニ罷成申候趣意ハ方便ヲ以質物相渡候而ハ質商賣仕候者共不慮之損毛仕候様ニ罷成候尤御領分中之義者御詮儀被仰付候御儀御座候得共（者か）明白ニも盜質之子細相知申候他所盜質之義者先方ノ御上江御沙汰も無之相對ニ而盜質と相究元銀請ニ罷成申候而ハ自然不慮ニ損毛之義も出來可仕と奉存候右難澁之子細ヲ以其段御願申上候ハ、御詮儀も被爲仰付可被下置御儀と奉存候へ共商賣躰之義御上御厄介ニ罷成候御儀恐多奉存候而相對ニ而内濟仕候様ニ罷成申候而ハ質商賣仕候者難儀仕候尤他所ノ持參之質物取申候節請合人等相立候趣ニ罷成候而ハ他領ノ御當地へ質物持參之者事六ヶ敷義と存候而唯今迄參り來り候他所

質次第ニ相減可申と奉存候其上質物御當地へ持參仕候得は外賣買之義も多ク罷成申候義旁以質物取方之義迄事六ケ數罷成候而ハ一躰賣買筋相減申候様ニ罷成可申候ニ付右難澁之趣如此ニ御座候併此度古博多町和泉や善作儀右工門右兩人方質物之儀盜質と存申候而は取置不申義ニ存候得共質物之品々數多貸銀等も少々之義に而も無御座平日取遣リ之質物とちかい申候儀吟味も不仕其上置主等之儀も一段と存不申者持參之品一筋ニ取申候義無念之致方ニ御座候たとひ元利受取不申差かへし申候様ニ被仰付候而も向後盜質之義元利共ニ請取不申候て質物相渡申候様ニ罷成申候而は町場質商賣仕候者共至極難澁之義ニ罷成申候ニ付前以被仰付候通御領分中盜質之義ハ元銀ニて請返させ他領質物之義は元利相揃請返させ候様ニ仕度奉存候且又新博多町大坂や藤藏二見や清藏古博多町米や勘七方取置申候盜質之儀ハ貸銀等も纒之義質物も品無數御座候ニ付右和泉屋善作義右工門同様之趣ニハ御座有間敷義と奉存候」右御尋ニ付乍恐申上候町場質商賣仕候者共相立申候様に仕度此段申上候」丑五月町年寄續いて、六月五日の記事に改補新法が見えるのである。

即ち觸狀」一盜質物之義……御上御詮儀之上ニ而盜物ニ相究リ候ハ格別其外は前々之通御領分盜質ハ元受他領盜質ハ元利受取可申候

本觸狀は、當局より盜質と裁斷せられた場合は、盜品質取主は無償質物返還、當事者間にて盜質の故を以て請戻す場合は、領分盜質は元金請、他領盜質は元利を以て請戻すことと讀むべきものであろう。

同年十一月二日の記述は、右の新法に對し、更に町年寄より注文が出された事を知らせる。

乍恐口上之覺」一盜物質物ニ取候節」御上御詮義之上ニ而被仰付候盜質ハ元利受取不申差戻し候様ニ先達而被仰

付候ニ付此度鹽町油や伊兵衛方質物之義元利受取不申差戻候様被仰付奉畏候然所右伊兵衛方ニ取置候質物之盗人相知申候義ニ御座候ハ、左候ハ、元利共受取不申差戻させ候様ニ仕度奉存候盜ミ質とはかり御聞ニ相違御詮義之上ニ而被仰付候御義ニ御座候ハ、此度差戻し候義延引被仰付候様奉願候右盗人捕候歟又ハ盗人之名慥ニ相知候義御聞ニ達候迄右質物取主伊兵衛方へ預り置候様仕度奉存候何品ニよらず盜質與斗申上候而元利共受取不申差戻し候様御座候而ハ質物商賣仕候者難義ニ相成候質物商賣之義相減差間ニも罷成可申義と奉存候ニ付乍恐此段申上候己上」寅十一月」町年寄

此町年寄の希望意見は、當局の裁斷にて盜質と決定せる場合は盜質無償返還なる寶曆八年法に、本法の適用は當該盜品の盗人が捕へられるか或はその何者たるかが分明せる場合に限ると云う條項を添加され度しと云うものであつて、寶曆八年法の適用をなるべく局限し、以て質取主の危險負擔を輕減せんとするものであつた譯であるが、此意見は採用せられたか。今明證を欠くが、前掲記事に續いて、十二月廿五日の條に

一坊主盜之物古博多町高島や利右工門泉屋儀右工門方へ質物ニ入有え候品龍松寺うせ物ニ相究り候由今日龍松寺へ相渡候旨與頭六右工門様聞之藤右工門様へ申上候但し元利すたり申候云々

とある具体例に依つて、右の町年寄意見は採り上げられ、制度化されるに至つたものと推定し得られるかと思ふ。蓋し、本事件に於て、盜品質取主の盜品無償返還（『元利すたり』）責任は、その質入盜品の盗人が、『坊主』であることが判然して居た事に基因するものと、理解してゐる様に思へるからである。

下つて明和七年正月廿四日の記載によると、重ねて町年寄の盜質法改正意見が提出せられたのである。即ち

一盜ミ質之義只今迄之通無請錢ニ質物指返し候而ハ質屋共難澁仕候何卒以御慈悲御詮儀之上盜質ニ相究候節は元銀札ニ而指返し候様ニ被仰付度奉存候又は盜物質物ニ取候節は其質屋三ヶ一受銀之内相辨させ相殘ル三ヶ二之處半分ハ取次之者指出相殘ル所置主ヨ指出右質物置主方へ指返し候様ニ仕度奉存候云々

又、全上正月二十八日ノ條に

一盜ミ質之義此間之書付之義御尋被成候趣取次置主並質屋三ヶ一損與申義ハたとへハ百文の高ニ而三拾三匁三分三厘三毛宛相辨候儀ニ在之候哉與御尋被遊候吉右工門申上候は御意之通ニ而御座候又々御尋被遊候は取次なき質物ハ如何致候哉百匁之内五拾ニて相濟す趣ニ候哉與御尋被遊候吉右工門申上候ハ盜ミ質之義ハ無取次ニ直ニ置候者ハ有之間敷歟と奉存候夫故私始同役共茂心付不申候段申上候此段御知セ申置候云々

但し、此意見が制度化せられたか否かは分明でない。尙ほ、右意見書に見ゆる盜質「取次置主并質屋三ヶ一損」なる方法は、本節冒頭に述べた武器馬具盜質に於ける責任分擔法と全然同一である譯であるが、今次の意見に於ては、元來特別法たりし此責任分擔制を、一般的原則として用ゐんとするものであつたと見られる。

以上見た限りに於ても、中津藩の盜質法は用意周到なる法制であつたと云ふべく、而してその成立に當つては、町年寄の力に負ふところ少くなく、町年寄は常に買取主の利益確保を忘れなかつたことが知られるのであるが、興味ある事實と云ふべきであらう。

此盜質法其後の運命に就いては、今知るところがない。

又その早期の制度に就いても、之を詳らかにし得ないのである。しかし、全上六月廿九日の條に、寛永二十年

申四月廿一日澤渡志摩より惣町中年寄中宛の書付が掲げられて居り、その中に盜質法が見える。次に記して参考に供しよう。その原則は簡略であり、盜質元金譜辰制であり、それには何等上記の如き條件を伴はなかつたのである。

一町中ニ取置候質物の内自然盜物之沙汰可有之由？ケ條ニ載せ候間此旨ヲ可相守事」一武道具馬道具或ハ衣類覆道具念の入たる高直成もの惣別其身ニ不應質物道具はつしたる刀脇さし目貫こうかい小刀能？？巾着の類迄持來候ハ、其人ヲ改於不實之者ハ受人ヲ立可取置候自然本主出來候ハ、則置手又ハ受人ヲ引合其上借銀元分本主ト請取質物可相渡候其刻置手をも不存請人茂無之旨於申は曲事ニ可申付候事」一もめん着類の類帷子帶等ニ至迄本主來テ於理り申ハ借札のことく元銀受取其主ヲ能改本主ニ於究は可相渡候自然其置手ヲ存し見知候ハ、隠密ニ而志摩守所へ急度可申聞候事